

統計調査員を募集しています



町HP



町では、国や道が実施する各種統計調査(住宅・土地統計調査、家計調査、労働力調査など)に従事して下さる「統計調査員」を随時、募集しています。

【統計調査ってなに?】

国や地方公共団体が作成する統計は、各種行政機関が施策の立案・実行するための基礎資料として欠かすことのできないものです。また、広く一般にも公表され、民間においても活用されています。このように統計は世相を映しだし、私たちの暮らしをより良くするための基礎として、とても身近で重要な役割を果たしています。

主な仕事の流れ	応募要件
<ul style="list-style-type: none">①町(道)が主催する調査員説明会への出席 および調査書類等の受領②担当調査地区と調査対象の確認③調査への協力依頼および調査書類の配付等④記入済み調査票の回収⑤回収した調査票の検査・整理⑥調査書類を町(道)へ提出	<ul style="list-style-type: none">・町内在住の方・原則として年齢満18歳以上(高校生不可) ※年齢の上限はありません・責任をもって調査業務を遂行できる方・警察・選挙・税務に直接関係のない方・調査上知り得た秘密を守れる方・暴力団員その他の反社会的勢力と関係のない方

【登録調査員制度とは】

町では、統計調査の実施にあたり登録調査員制度を活用しています。これは、統計調査員に従事することを希望される方を事前に登録する制度です。

調査によって、活動時期や調査の対象区域、必要とする調査員の人数は異なりますので、毎回必ず調査をお願いするとは限りません。

【調査員の身分】

調査員として任命されている期間は、非常勤の公務員です。そのため、統計調査員には、「統計法」に基づき、調査上知り得た事柄を他に漏らしてはならないという守秘義務が課せられ、また、これに反した時の罰則が規定されています。

【統計調査員の報酬・待遇】

統計調査員には、調査活動に従事した対価として、国の基準に基づき報酬が支払われます。報酬は調査内容や受け持ち件数等に応じて異なりますが、1万円から5万円ほどです。営利企業の従事制限はありませんので、お仕事をされている方でも従事できます。

登録申請方法

申込を希望される方は「統計調査員登録申請書」の提出が必要です。

申請は、次の(1)~(5)のいずれかの方法により行ってください。

受付後、簡単な面談を行い、従事いただく事務についてご案内いたします。

(1)電子申請(右記二次元コードを読み取り、必要事項を入力してください。)

(2)メールで申込 (3)電話で申込 (4)郵送で提出 (5)政策推進課に直接提出

※このほか、詳細は町HPをご確認ください。



申込フォーム

申込・問い合わせ先

〒049-3192 八雲町住初町138番地 八雲町役場 政策推進課
☎0137-62-2300 E-mail: seisaku@town.yakumo.lg.jp